

# 構造改革特区の取組について

平成18年2月

内閣官房 構造改革特区推進室

## 1. 構造改革特区(第8次提案募集)の対応

昨年10月17日から11月16日まで受付けた第8次提案について、「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、各省庁と協議を実施。

検討対象となる255件の提案のうち、特区で措置するものは2、全国で措置するものは13、所管省庁において今後検討を行うものは14。なお、現行制度において既に対応可能なものは89。

2月15日に構造改革特別区域推進本部を開催し、政府の対応方針を決定。

### 構造改革特区制度により実現した規制改革事項数

提案次数	特区で措置	全国で措置	合計
1～7次提案 (有識者会議意見を含む)	204	328	532
8次提案	2	13	15
合計	206	341	547

## 提案の実現に向けて措置・検討がなされる規制改革事項の例(第8次提案募集)

### 1. 特区で措置

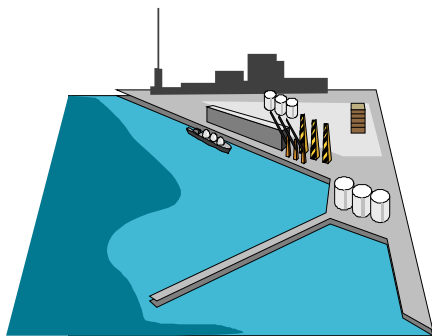
#### 小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入れ【富山県】



高齢者向けの小規模多機能型居宅介護事業所での障害児(者)の受入れを可能にするとともに、小規模多機能型居宅介護事業所を障害児(者)が利用した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給できるようにする。〔厚生労働省〕

小規模多機能型居宅介護事業所・・・「通い」を中心に、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する介護保険法上の事業所

#### 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用要件の緩和【大分コンビナート立地企業連絡協議会】



現行においては、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは原則認められないが、特区内に限り、一定の要件を満たす場合には、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができるよう措置する。〔環境省〕

特別管理産業廃棄物・・・爆発性・毒性・感染性などの性状を有し、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがある廃棄物(基準を超える廃油、廃酸・廃アルカリ等)

## 2. 全国で措置

### しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和【(有)シーランドファーム、<sup>すくも</sup>宿毛市、新上五島町】



地域特産品である米、麦、さつまいも又はそばを主原料としてしょうちゅう乙類(いわゆる「本格しょうちゅう」)を製造する場合について、一定の要件を満たすときには免許を付与できるよう、平成17年度中に措置する(本年1月23日に措置済み)。(財務省)

### 身体障害者補助犬を輸入できる空海港の拡大【長崎県】



身体障害者補助犬の入国については、17空海港に限り認められているが、動物検疫所職員(家畜防疫官)が国際旅客便の携行品検査を実施している他の38空海港においても入国が認められるよう、平成17年度中に措置する。(農林水産省)

### 3. 所管省庁において今後検討

#### 外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策【対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、長崎県】



外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミについて、国として実効的な対策を講じるために、関係省庁の局長級からなる対策会議を設置し、発生源対策の検討を行うと同時に、当該ゴミによる被害が著しい地域への対策を検討し、当面のとりまとめを平成18年度末までに行う。  
〔農林水産省、国土交通省、環境省〕

#### 第3種旅行業者による地域振興のための募集型企画旅行の可能化

【(社)21世紀ニュービジネス協議会、(社)日本ニュービジネス協議会連合会】



第3種旅行業者による地域振興のために実施する着地型のオプショナルツアーの企画・募集の実施について、関係者による検討会を設置し、旅行者保護の条件や、その担保方法について検討し、平成18年度中に結論を得る。〔国土交通省〕

第3種旅行業者・・・手配旅行及び顧客の注文に応じて行う企画旅行のみを行うことができる旅行業者

## 2. 特区の全国展開について

～ 規制の特例措置のあり方に関する評価意見(平成17年度下半期)の概要～

構造改革特別区域推進本部・評価委員会は、平成17年度下半期に16の特例措置について全国展開に関する評価を行い、うち11の特例措置について全国展開すべきとの評価意見をまとめ、1月27日に本部長に提出。  
推進本部は2月15日、評価委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定。  
その概要は以下のとおり。

### 基本理念

特区において実施されている特例措置について、特段の問題が生じていないと判断されたもの

全国展開

### 評価意見の概要

16特例措置について評価した結果、

#### (1) 全国展開

11特例措置 ( 教育課程の弾力化、 校地・校舎の自己所有を要しない学校設置、 NPO等による福祉有償運送のセダン型車両への拡大、 など)

#### (2) 平成18年度下半期以降に再度評価(特区における効果・弊害の検証が十分でない)

5特例措置 ( 株式会社による学校設置、 濁酒(いわゆる「どぶろく」)の製造免許緩和、 など)

これまで78特例措置を評価し、そのうち64件(約8割)を全国展開

# 17年度下半期評価に基づく特区の全国展開の効果

